二八　航路標識に関する件　一〇五
二九　〃　一一146一〇五
三〇　〃　二七五
三一　**○環境省**
五一　国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷してはならない山岳に生息する動物その他の動物を指定する件の一部を改正する件　七五
五二　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件　一〇五
五三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　一四七
五四　平成二十一年三月環境省告示第十四号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する件　三一160五八
○防衛省
一三一―一三四　海上における射撃訓練を実施する件　五七
一三五　〃　一二七
一三六　〃　二五三
一三七　〃　二五三
一三八―一四〇　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五三
一四一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二五四
一四二　〃　二五四
一四三―一四六　海上における射撃訓練を実施する件　二六八
○東北地方整備局
一四七　道路に関する件　三140二七六
一四八　〃　三140二七六
一四九　〃　二七六
一五〇　〃　一〇六
一五一　〃　五七
一五二　〃　一四八
一五三　〃　二〇六
一五四　〃　二一七
○関東地方整備局
一五五　道路に関する件　三140二七六
一五六　〃　一一六
一五七　〃　六七
一五八　〃　一四八
一五九　〃　一四八
一六〇　〃　一四八
一六一　〃　一四八
一六二　〃　一四八
一六三―一六六　道路に関する件　三140二七六
一六七　〃　六七
一六八　〃　一一六
一六九―一七二　〃　一四八
一七三　〃　一八六
一七四―一七六　〃　二四六
一七七　〃　二五四
一七八　都市計画に関する件　二八六
○北陸地方整備局
一七九　道路に関する件　一一七
一八〇　都市公園の供用を開始する件　一四九
一八一　道路に関する件　一八七
一八二　〃　二八六
一八三　〃　三一六
一八四　**○近畿地方整備局**
一八五　都市計画に関する件　一四九
一八六　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二五四
一八七　〃　一〇五
一八八　〃　一一146一〇五
一八九　〃　二七五
一九〇　**○中国地方整備局**
一九一　道路に関する件　七五
一九二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一一七
一九三　道路に関する件　一三四
一九四　〃　二六九
一九五　**○四国地方整備局**
一九六　自動車専用道路を指定する件　一二七
一九七　道路に関する件　一二一八七
一九八　〃　二一七
一九九　〃　二八六
二〇〇　**○九州地方整備局**
二〇一　大分川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　四五
二〇二　〃　一六七
二〇三―二〇八　道路に関する件　一二六七
二〇九　〃　一二八七
二一〇　〃　二〇六七
二一一　〃　二〇六七
二一二　〃　二七五
二一三　〃　二七五
二一四　〃　二七五
二一五―二一七　〃　二八七
二一八　〃　三一六
二一九　**○北海道開発局**
二二〇　道路に関する件　七七
二二一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　一四九
二二二　**○東京都公安委員会**
二二三　〃　二八七
二二四　〃　一四九
二二五　〃　二八七
二二六　〃　二八七
二二七　〃　二八七
二二八　〃　二八七
二二九　〃　二八七
二三〇　〃　二八七
二三一　〃　二八七
二三二　〃　二八七
二三三　〃　二八七
二三四　〃　二八七
二三五　〃　二八七
二三六　〃　二八七
二三七　〃　二八七
二三八　〃　二八七
二三九　〃　二八七
二四〇　〃　二八七
二四一　〃　二八七
二四二　〃　二八七
二四三　〃　二八七
二四四　〃　二八七
二四五　〃　二八七
二四六　〃　二八七
二四七　〃　二八七
二四八　〃　二八七
二四九　〃　二八七
二五〇　〃　二八七
二五一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　一四九
二五二　**○岐阜県公安委員会**
六　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五七
七　〃　二一七
八　**○愛知県公安委員会**
八　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五七
九　〃　二一七
一〇　**○三重県公安委員会**
二五　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五八
二六　〃　二一七
二七　**○京都府公安委員会**
一〇八　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五八
一一四　〃　二一八
一一五　**○大阪府公安委員会**
七一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五八
八一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件　一四九
八三　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　二一八
一八六　**○兵庫県公安委員会**
特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示　五八